

姫路のまちを美しく安全で快適にする条例の一部を改正する条例（案）に関する 市民意見（パブリック・コメント）の募集結果について

姫路市では、平成20年4月に「姫路のまちを美しく安全で快適にする条例」の一部改正を行い、路上喫煙禁止区域の指定及び違反者に対して2千円以下の過料を科す罰則規定を追加し、路上喫煙防止に向けた取り組みを進めてきました。

しかしながら、近年、姫路駅周辺での路上喫煙によるタバコのポイ捨てが路上増加しており、また、路上喫煙や望まない路上喫煙の防止対策の一つとして路上喫煙禁止区域で路上喫煙をしている者が過料の対象であったものを、路上喫煙禁止区域で路上喫煙をし、路上喫煙をやめる旨の「命令」に従わない者とするとともに、違反者に対する過料を「2千円以下」から「2万円以下」に引き上げることで罰則を強化するための条例の一部改正を検討しています。

そこで、令和7年4月15日から令和7年5月14日まで、市民の皆さんからご意見を募集しましたところ、64通95件のご意見いただきましたので、ご提出いただいたご意見とそれに対する市の考え方について公表します。

今後、皆さんのご意見を参考に、路上喫煙禁止区域で路上喫煙をし、路上喫煙をやめる旨の「指導」に従わず、「命令」に違反した者とするとともに、違反者に対する過料を「2千円以下」から「2万円以下」に引き上げることで罰則を強化する方向で条例の一部改正の手続きを進めていきます。

1 市民意見（パブリック・コメント）の概要及び提出状況

(1) 改正案の概要

路上喫煙禁止区域で路上喫煙をしている者が過料の対象であったものを、路上喫煙禁止区域で路上喫煙をし、路上喫煙をやめる旨の「命令」に従わない者とするとともに、違反者に対する過料を「2千円以下」から「2万円以下」に引き上げることで罰則を強化するために条例を改正する。

(2) 意見募集期間

令和7年4月15日（火）～令和7年5月14日（水）

(3) 意見提出件数

64通95件

2 提出されたご意見

9 5 件

分 類	件 数
過料の引き上げに関すること	4 2
喫煙所設置に関すること	2 5
その他	2 8
・啓発活動の強化	(9)
・喫煙マナーの向上	(5)
・喫煙禁止区域の拡大	(4)
・ごみのポイ捨て	(3)
・その他	(7)

※市民の皆さんからいただいた意見の 6 4 通にそれぞれ市の考え方を記載しています。

3 市民意見により修正した項目

0 件